

A8 薬局をもたない場合には、日常業務の遂行に便利な所であるならどこでも構いません。

【解説】

主として診療所との取引業務を行うわけですから、診療所の近くが理想的です。また、診療所や自宅の一部を改造して本店所在地としてもよいでしょう。

薬局をもつ場合には、薬事法によって開設の許可が規制されており、診療所と同一建物・同一敷地内では許可を受けることができません。また、建物の面積や調剤室の面積に関する要件もあり、自宅の一室というわけにはいきません。したがって、薬局で許可を受けるところが本店所在地に適することになります。

同様に、高度管理医療機器等の販売及び賃貸を行う場合にも、営業所が「常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること」が申請基準として設けられているため、注意が必要です。ただし、こちらの場合には、自宅の一室を営業所とすることが可能なため、自宅を本店所在地としても問題ありません。